

ID: 90

担当部署: こどもみらい課

| | | | |
|---|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 助成金の返還 | | |
| 例規名 根拠条項 | 高根沢町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第7条 | | |
| 例規番号 | 昭和51年条例第15号 | | |
| 【基準】 第7条の規定による。 (助成金の返還) 第7条 町長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和7年3月27日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |